

## 基本目標 2 ライフステージに応じた 成長と自立への支援

### 個別目標 2 多様な就労支援

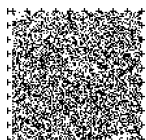
#### 基本施策1 多様な就労ニーズに対応できる重層的な支援体制の充実

個別施策（25） 就労支援の充実【重点的な取り組み】

個別施策（26） 施設における就労支援の充実

#### 基本施策2 安心して働き続けられるための支援

個別施策（27） 就労の継続及び復職等の支援の強化



## 基本施策1 多様な就労ニーズに対応できる重層的な支援体制の充実

個別施策（25） 就労支援の充実【重点的な取り組み】

個別施策（26） 施設における就労支援の充実

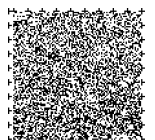
### 現状と課題

- 自立した社会生活を送るうえで、就労・就業は大きな要素です。障害者にとっても、経済的な面ばかりでなく就労・就業により社会参加を図ることは、大変重要です。
- 企業就労が困難な障害者にとって、就労継続支援事業所や福祉作業所などは、生活支援を受けながら就労スキルを高める福祉的就労の場として、また、多様な就労形態の一つとして、大きな役割を果たしていますが、工賃は高いとは言えない事業所も多く、工賃の向上が課題です。
- 就労継続支援事業所や福祉作業所などにおいては、利用者に対し施設外就労や企業内授産\*、さらに企業実習などを通じ、様々な就労への支援を行っています。
- 就労を希望する障害者に対しては、「障害者就労支援事業」を実施しています。さらに、コミュニティショップ\*やサテライトオフィス\*の設置による多様な就労機会の提供なども行っています。

### 施策の方向

#### （25） 就労支援の充実 【重点的な取り組み】

- ハローワーク等との連携を深め、企業に対し、国の障害者雇用施策や企業支援策の活用促進等により、雇用促進、実習受入機会の拡充及び多様な雇用形態の創出等への取り組みを働きかけていきます。
- 障害者雇用を実施している企業に対して、障害者受入れや困りごとに関する相談や、職場の障害理解促進の働きかけを行い、障害者が安心して働き続けられる環境づくりを進めます。



- 特例子会社や障害者雇用に積極的な企業との連携により、区内企業への障害者雇用啓発活動の強化を図ります。
- 区と特別支援学校等による「進路対策等連絡会」や、関係機関と構成している「新宿区障害者就労支援ネットワーク会議」を活用し、切れ目のない就労支援を実施します。
- 障害者の個々のニーズに応じた就労に向けての支援として、東京都のチャレンジ雇用や、区役所や区内大学等の社会資源を積極的に活用し、実習(インターンシップ)の場を充実するとともに、利用者本人や家族などを対象に、就労に関するセミナーを開催するなど、働く意欲の向上を図ります。

**〔第2期障害福祉計画〕での対象事業**

就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、障害者地域自立支援協議会

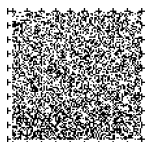
**【新宿区第一次実行計画】での対象事業**

- ◇障害者就労支援の充実
- ◇新宿区勤労者・仕事支援センターによる就労支援

**トピックス 「新宿区勤労者・仕事支援センター」を開設します。**

「新宿区勤労者・仕事支援センター」は平成21年度に開設、平成23年度には旧東戸山中学校跡地に移転し、障害者のみならず区内の就労に関して支援が必要な方への就労支援施設として位置づけます。また、指定就労移行支援等事業所として整備する予定です。

職業訓練、職場定着支援等の支援事業に加え、企業や区内の大学、公共交通事業者等との連携により、新たな就業形態の創出に向けた取り組みとして、◇職場実習や体験の場の充実、◇障害者雇用を目指したコミュニティショップの運営、◇ハローワーク等との連携による職業紹介、◇区内作業所の共同受注センター機能の充実等、総合的に就労に関する支援を実施していきます。

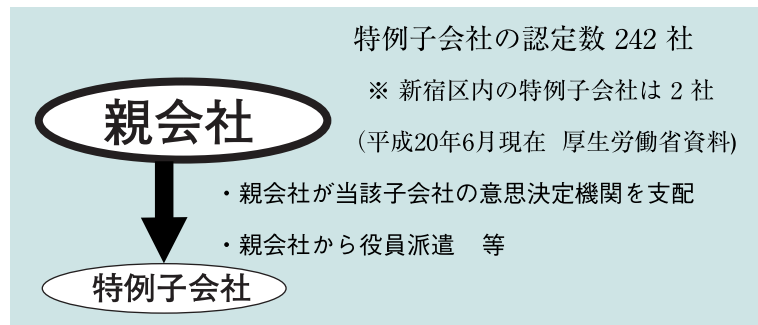


## 〈特例子会社制度〉

国は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下、「障害者雇用促進法」といいます。）を制定し、事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の障害者の雇用に義務づけています。具体的な制度として「特例子会社制度」が昭和62年の法改正により法律上規定されました（昭和63年4月施行）。

- **特例子会社制度の概要** 「特例子会社制度」とは、障害者の働く環境に配慮した子会社を設立し、一定の要件を満たす場合、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているとみなし、雇用率を算定できる制度です。

企業側は障害者雇用のための各種助成金が支給され、車椅子用トイレなど施設の整備や、就労指導員の配置を集中的に行うことができます。また、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝1.8%）だけでなく、企業のイメージアップにもつながります。



- **特例子会社によるメリット**

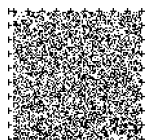
「**事業主にとってのメリット**」 障害の特性に配慮した仕事の確保や職場環境の整備が容易で障害者の能力を十分に引き出すことができる、きめ細やかな雇用管理ができる、企業のイメージアップにつながる等です。

「**障害者にとってのメリット**」 障害者に配慮された職場環境で能力を発揮する機会が確保される、雇用機会の拡大が図られる、比較的安定した労働条件である等です。

- **特例子会社の仕事** 例えば、新宿区内にある百貨店では各売り場で接客の合間に行っていた作業を、特例子会社で行うことにより、売り場は本来の業務に集中でき、生産性の向上が実現されています。

〔仕事内容（一部）〕

- ・紳士、婦人服売場 贈答用のリボンの手作り、シール貼り
- ・食品売場 製造年月日、賞味期限シールの日付押印
- ・リビング売場 プライスチップの作成



## (26) 施設における就労支援の充実

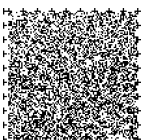
- 区内の就労継続支援事業所や福祉作業所等に対し、工賃の向上計画の策定と、工賃の向上に向けた努力を促すとともに、「新宿区障害者による地域緑化推進事業」や区名刷り込み封筒の購入及びその他区事業の優先的発注等の促進により、事業所の工賃向上への支援を行います。
  
- 各福祉作業所等における就労支援促進のため、企業内授産や施設外就労などの事業実施とともに、就労後の支援体制を継続するよう、各福祉作業所等への調整・支援をします。併せて、障害者自立支援法に基づく就労継続支援事業所等への移行に必要な支援を行います。

### 【第2期障害福祉計画】での対象事業

就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)

### 【新宿区第一次実行計画】での対象事業

- ◇障害者就労支援の充実
- ◇新宿区勤労者・仕事支援センターによる就労支援



## 基本施策2 安心して働き続けられるための支援

### 個別施策（27） 就労の継続及び復職等の支援の強化

#### 現状と課題

- 障害者が就職し職場定着するためには、就業支援だけでなく、生活リズムの確立や健康管理など生活面からの支援も必要です。
- 一般企業に就職する障害者が増加する一方で、職場適応や健康上の問題等で離職する人も少なくありません。就職後も安定して働き続けられるような支援が重要です。
- 離職後に適切な就労支援が受けられず在宅生活を余儀なくされている人も多く、また、在職中に体調等を崩し休職する人もいます。再就職や職場復帰のために適切な支援が行える仕組みづくりが求められています。

#### 施策の方向

### （27） 就労の継続及び復職等の支援の強化

- 就労を希望する障害者や在職中の障害者が、就職や仕事を継続するために、「新宿区勤労者・仕事支援センター」を中心に、職場、ハローワーク、就労継続支援事業所等の福祉施設、特別支援学校等と連携を強化し、就業面と生活面の両面から一体的な支援をより充実させます。
- 疾病や障害を持ちながら仕事を続けていけるよう、就労後の支援を強化するとともに、休日や勤め帰りに障害を持ちながら働いている仲間同士が話し合える場を整備するなど、仲間づくりができるよう取り組みます。
- 離職した人の再就職や、休職中の人の職場復帰の支援に取り組みます。

#### 【新宿区第一次実行計画】での対象事業

- ◇新宿区勤労者・仕事支援センターによる就労支援
- ◇障害者就労支援の充実

